

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金を給付します

問合せ 福祉課 社会福祉担当 ☎(34) 7300
内閣府コールセンター ☎0120 (526) 145

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々へ速やかに生活・暮らしを支援するために、住民税非課税世帯等に対して給付するものです。

給付額 1世帯当たり10万円（1世帯1回限り。下記①と②の重複受給はできません。）

対象 ①住民税非課税世帯：基準日（令和3年12月10日）時点で、杉戸町の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（確認書に記載された指定期限までに要返信）

※世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外となります。

②家計急変世帯：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、「住民税均等割が非課税相当水準の収入」にあると認められる世帯（申請期限：9月30日(金)まで）

※収入の減少の原因が新型コロナウイルス感染症によるものでない場合は対象外です。

新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

●「住民税均等割が非課税相当水準の収入」とは

令和3年1月以降の、世帯員全員それぞれの1年間の収入見込額（任意の1か月の収入を12倍）が、住民税非課税相当水準以下^(※1)であれば、対象の可能性がります。収入の種類は給与、事業、不動産、年金^(※2)です。

申請時点の世帯状況で、令和3年度分住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの収入（所得）について判定します。任意の1か月の収入の状況を確認できる書類^(※3)を添付してください。

※1 非課税相当水準の収入は世帯構成により異なりますので、下の表をご確認ください。

※2 非課税の公的年金等収入(遺族・障害年金など)は含みません。

※3 世帯全員の申立てを行う収入にかかる給与明細書、年金振込通知書の収入額がわかる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費のわかる書類を添付してください。

- 収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。この場合は、令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票等の写しで判定します。
- 一度給付を受けた世帯に属する者を含む世帯は対象になりません。
- 基準日（令和3年12月10日）に同一世帯だった親族が、基準日の翌日以降に同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったときでも、同一世帯とみなします。世帯の分離後のいずれかの世帯が給付金を受給した場合は、もう一方の世帯は給付金を受け取ることができません。

【参考】非課税相当の収入限度額目安（早見表）

扶養している親族の状況	非課税相当限度額 (年間の給与収入額ベース)	非課税限度額 (年間の所得額ベース)
単身または扶養親族がいない世帯	93.0万円	38.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.0万円	110.8万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円	166.8万円
障がい者、寡婦、ひとり親、未成年の場合	2,043,999円	135.0万円

申請方法 **住民税非課税世帯** 町から2月17日以降に順次、確認書を送付していますので、必要事項を記入のうえ、町へ返送してください。

家計急変世帯 申請書、収入額が確認できる書類（給与明細等）のほか、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等の写し）、振込先口座の確認書類（金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し）を提出してください。

※必要となる書類は、申請区分により異なりますので、申請書等をご確認ください。
令和3年1月2日以降の転入者は申請が必要な場合があります。担当までお問合せください。

※配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している方（DV等避難者）も支給要件を満たせば、給付金を受給できます。担当までお問合せください。

新型コロナワクチン接種のご案内

問合せ 杉戸町コロナワクチンコールセンター
☎0570 (021) 567 9時～17時（土・日・祝日を除く）
FAX048 (647) 4484 ✉info_sugito.vaccine@jtb.com

2回目のワクチン接種から**6か月が経過**していれば3回目接種を受けられます
「接種券」が届いたら**同封の案内書をよく読んで予約してください**

【3回目接種時期の目安】

2回目接種 終了時期 ▼	令和3年 ～9月 ▼	10月 ▼	11月 ▼	12月 ▼	令和4年 1月 ▼
3回目接種 時期の目安	令和4年 3月以降	4月以降	5月以降	6月以降	7月以降

【予約方法】

インターネット予約サイト、
または電話（杉戸町コロナ
ワクチンコール
センター）で
予約してくだ
さい。



QRコード
(予約サイト)

■「接種券」に印字された3回目接種の可能日について

送付物の1枚目（住所が記載されている宛名台紙）には、2回目のワクチン接種を終了してから8か月後の日付（国が当初に示した接種間隔）が印字されています。接種間隔を短縮していますので、**6か月後の日付に読替**をお願いします。

2回目接種から8か月後の日付



■3回目接種用の「接種券」発送状況

区分	発送日
令和3年9月30日までに2回目の接種を終了した方	2月21日(月)までに発送済
令和3年10月1日から10月14日までの間に2回目の接種を終了した方	3月7日(月)に発送予定
令和3年10月15日から10月31日までの間に2回目の接種を終了した方	3月22日(火)に発送予定
令和3年11月以降に2回目の接種を終了した方	4月以降に発送予定

※2回目接種の終了から6か月が経過しても「接種券」が届かない方や、新たに杉戸町へ転入された方は、お手数ですが杉戸町コロナワクチンコールセンターへご連絡ください。

小児（5歳から11歳）の方への新型コロナワクチン接種

小児（5歳から11歳）用の「接種券」を、**2月22日(火)に発送**しました。接種を希望する方は、インターネット予約サイト、または電話（杉戸町コロナワクチンコールセンター）で予約してください。

使用するワクチンは**小児専用**のもので、接種回数は2回です。

会場	接種日	時間
杉戸町生涯学習センター カルスタすぎと	1回目：3月13日(日)	9時～11時30分、13時30分～16時 ※1回目と2回目は、同じ時間でのセット予約となります。
	2回目：4月3日(日)	

※接種希望者が多数の場合は、上表以外の接種日を設定しますので、町ホームページをご確認ください。

■注意事項

- 予約時間に合わせて接種会場へお越しください。また、「接種券」に同封の案内書には、接種当日の持ち物や注意事項等の記載がありますので、必ずご確認ください。
- 会場に来る前に体温を測定し、**予診票をすべて記入**してからお越しください。
- 接種部位（肩）を出しやすい服装でお越しください。
- 予約の無断キャンセルは、貴重なワクチンの廃棄につながりますので絶対におやめください。



町ホームページ
「ワクチン接種情報」

ワクチン接種の実施日時・ワクチンの種類・予約枠数など、
最新の情報は **町ホームページ** をご確認ください。